

日 銀 業 第 2 6 7 号

2 0 1 8 年 4 月 6 日

一般債振替制度および短期社債振替制度における

支払代理人および資金決済会社

御中

日 本 銀 行 業 務 局

### 短期社債等および社債等の買入れにかかる元利払事務の見直しについて

短期社債等および社債等の買入れにかかる元利払事務における振替社債等資金同時受渡の利用を、短期社債等については2018年5月1日、社債等については2018年5月2日より開始しますので、改めて通知させていただきます。

「バック事務見直しの運用開始時期等に関するご連絡」(2017年12月4日付日銀業第957号)にて通知しましたとおり、具体的には、運用開始日以降に行われる償還または利払いについては、別紙の事務フローにより資金決済を行います<sup>(注1、2、3)</sup>。なお、償還または利払いにかかる事務フローにつきましては、2017年4月7日付日銀業第290号別紙1の2.の内容から変更ありません。

(注1) 運用開始当日に短期社債等または社債等の元利払が行われる場合、日本銀行は資金決済会社に対して各種計表(短期社債等の場合:「抹消申請明細」、社債等の場合:「受取利子明細表」または「社債償還明細表」)のFAX送信(従前の取扱いでは元利払日の前営業日に行っているもの)を行いませんので、ご注意ください。

(注2) 短期社債等にかかる抹消申請は、償還日の前営業日に日本銀行において短期社債振替システムに送信することを予定していますが、2018年5月1日に償還を迎える銘柄に限り償還日(2018年5月1日)の当日に抹消申請を送信する方針です。

(注3) 見直し後は、「社債等の償還金等の引落に関する証」に基づく日本銀行による償還金および利子の引落は行いません。

以 上

## CP・社債等の買入れにかかる元利払事務見直しについて

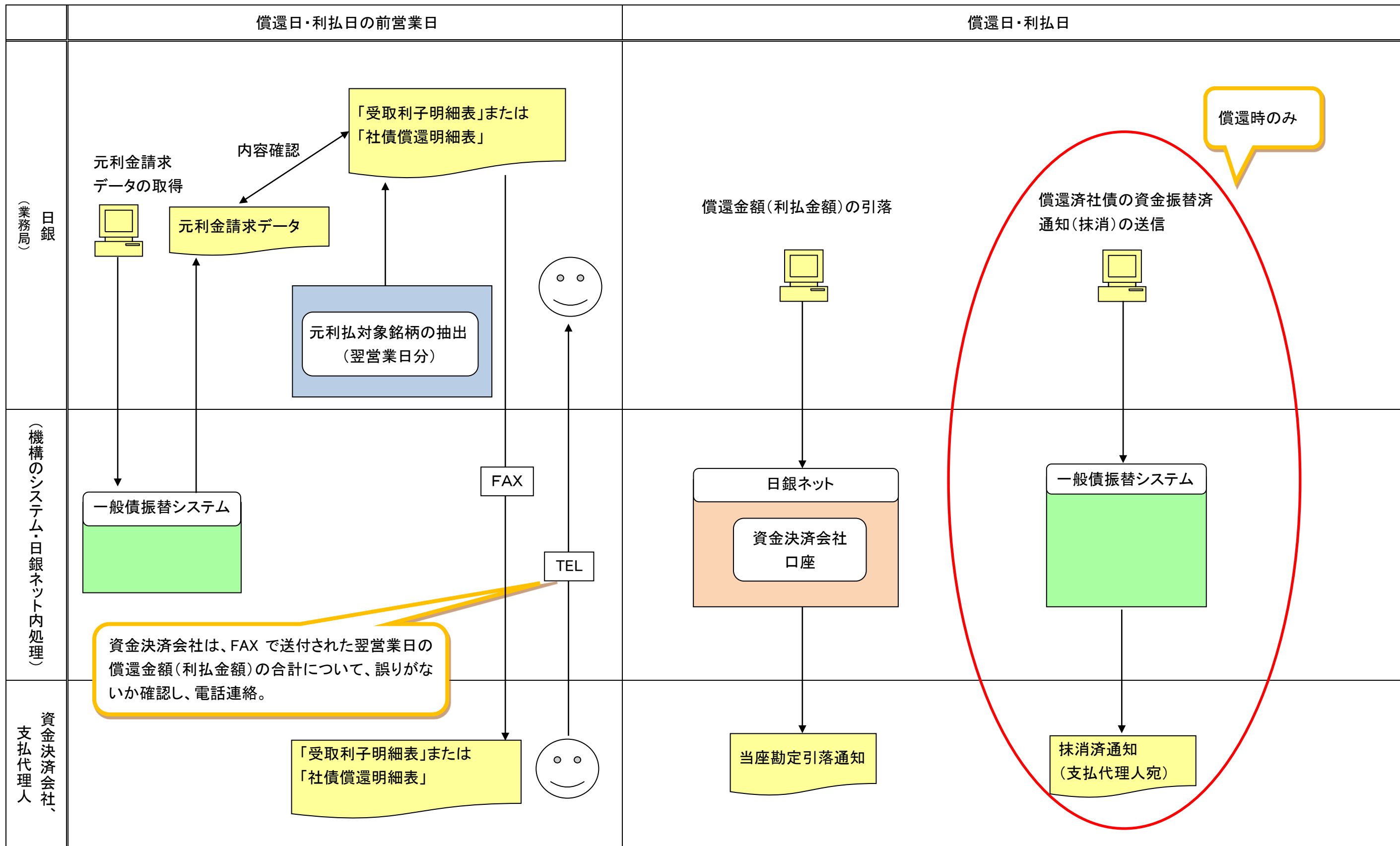
### 目 次

1. 社債等の元利払にかかる事務(運用開始:2018年5月2日)  
 現行の事務フロー……………2頁  
 見直し後の事務フロー……………3、4頁
2. 短期社債等の償還にかかる事務(運用開始:2018年5月1日)  
 現行の事務フロー……………5頁  
 見直し後の事務フロー……………6、7頁

(注)各システムから出力される計表等については、一部記載を省略しています。

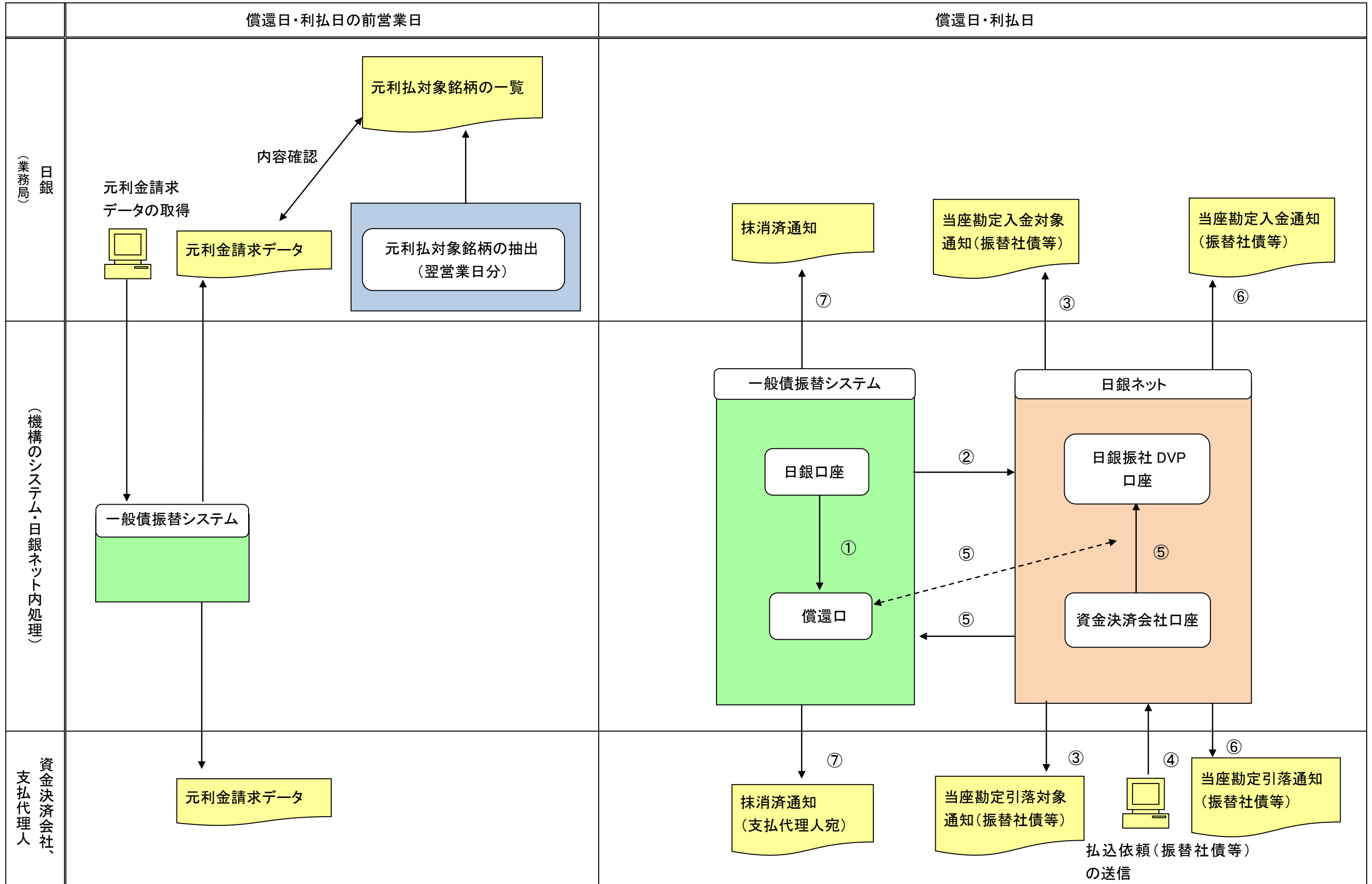
# 1. 社債等の元利払にかかる事務<sup>(注)</sup>

## 現行の事務フロー



(注) 利払および償還について記載。

# 見直し後の事務フロー



【変更後の事務のポイント】

✓ 「受取利子明細表」または「社債償還明細表」のFAX送信および電話連絡は廃止します。

✓ 決済は以下の流れで行います(番号は前頁の番号と対応)。

①償還日前日夜間に償還銘柄が償還口に記録される…償還のみ

②償還日・利払日に機構は日銀ネットに入金依頼を送信

③日銀には「当座勘定入金対象通知(振替社債等)」、資金決済会社には「当座勘定引落対象通知(振替社債等)」が通知される

④資金決済会社が日銀ネットに払込依頼(振替社債等)を送信

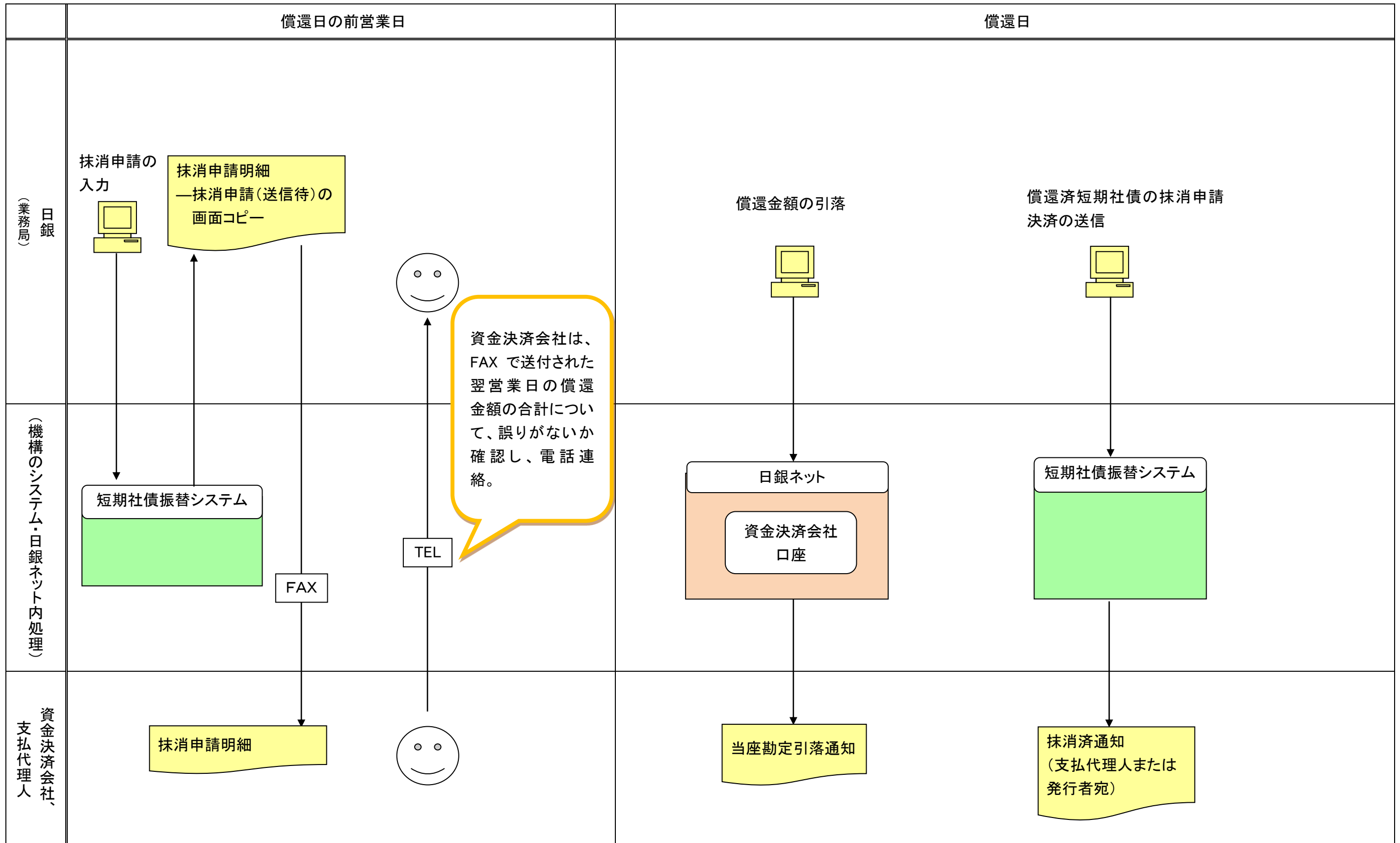
⑤資金決済会社口座から日銀振社DVP口座(金融機関等店舗コード:9904000)に資金が振替えられ、償還口に記録された銘柄が抹消される…利払では銘柄の抹消は発生しない

⑥日銀には「当座勘定入金通知(振替社債等)」、資金決済会社には「当座勘定引落通知(振替社債等)」が通知される

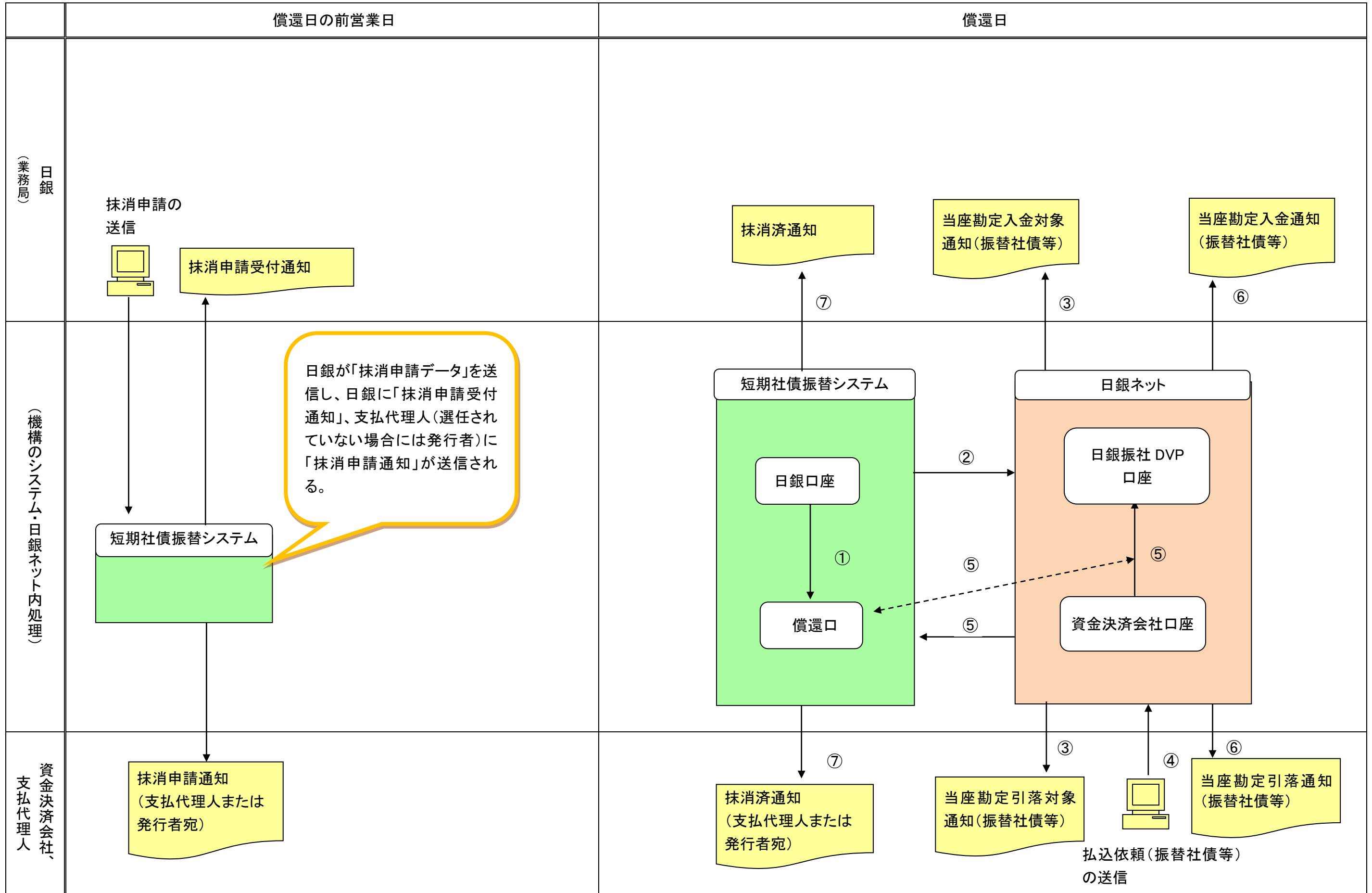
⑦日銀と支払代理人に対して「抹消済通知」が通知される…償還のみ

## 2. 短期社債等の償還にかかる事務

### 現行の事務フロー



# 見直し後の事務フロー



【変更後の事務のポイント】

✓ 「抹消申請明細」のFAX送信および電話連絡は廃止します。

✓ 決済は以下の流れで行います(番号は前頁の番号と対応)。

①償還日前日夜間に償還銘柄が償還口に記録される

②償還日に機構は日銀ネットに入金依頼を送信

③日銀には「当座勘定入金対象通知(振替社債等)」、資金決済会社には「当座勘定引落対象通知(振替社債等)」が通知される

④資金決済会社が日銀ネットに払込依頼(振替社債等)を送信

⑤資金決済会社口座から日銀振社DVP口座(金融機関等店舗コード:9904000)に資金が振替えられ、償還口に記録された銘柄が抹消される

⑥日銀には「当座勘定入金通知(振替社債等)」、資金決済会社には「当座勘定引落通知(振替社債等)」が通知される

⑦日銀と支払代理人(支払代理人が選任されていない場合には発行者)に対して「抹消済通知」が通知される